

各申請書の説明等

申請書名称	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口)
内容	<p>認定には以下のすべてのことに該当するのが条件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいる。 ・「原油等の仕入れ単価の上昇率」及び「原油等が売上原価に占める割合(依存率)」がそれぞれ20%以上である。 ・製品等価格への転嫁の状況が、0%より大きい。 <p>※1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する場合には①の申請書を用いる。 ※兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する場合は、②の申請書を用いる。 ※兼業者であって、1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っている場合は、③の申請書を用いる。</p>
提出先	農政産業課(第3庁舎1階)
注意事項	<p>認定申請書は2部提出してください。添付する書類がありますので注意してください。</p> <p>●添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号認定(口)に係る原油仕入価格等の記入用紙 ・原油等の平均仕入単価が確認できる資料(最近1か月および前年同期1か月)(納品書、領収書等) ・最新の売上原価とそれに対応する原油等の仕入価格が確認できる資料(決算書、試算表、納品書、領収書等) ・過去2か年の確定申告書または過去2か年の決算書の写し ・履歴事項全部証明書等、指定された業種を営んでいることが確認できる書類(写しも可)
手数料	なし
その他	認定書は2通提出してください。認定には、1週間程度かかります。
問合せ	<p>農政産業課 電話番号:049-299-1760 FAX049-297-8437 e-mail:nousyou@town.kawajima.saitama.jp</p>